

不用物品売払公告

次のとおり不用物品を一般競争入札により売払いするので公告します。

令和 7 年 8 月 2 0 日

分任契約担当官

青森森林管理署長 黒木 尚

1 売払物件に付する事項

(1) 売払物件

物件番号 第 1 号 乗用自動車 (ニッサン エクストレル 秋田 300 む 2776) 1 台

物件番号 第 2 号 乗用自動車 (トヨタ ラッシュ 岩手 501 は 722) 1 台

物件番号 第 3 号 乗用自動車 (スズキ エスクード 青森 300 ね 9875) 1 台

物件番号 第 4 号 乗用自動車 (スズキ エスクード 青森 300 は 9321) 1 台

詳細は「売払物件明細書」のとおり

(2) 物件の保管場所

青森森林管理署 (青森県青森市篠田 3 丁目 2 2 - 1 6)

(3) 契約日時

落札決定の翌日から起算して 7 日以内とする

ただし、契約書の郵送等に日数が必要な場合は、この限りではない

(4) 契約期間

契約の日から履行完了の日まで

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。) 第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 東北森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知)に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 本公告に記載された資格を有していると認められる以下のいずれかの証明書類を下記 4 (2) (イ)において提出できる者であること。

(ア) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格 (全省庁統一資格)において、地域:「東北」、資格の種類:「物品の買受け」、営業品目:「その他」を有している者は、「資

格審査結果通知書」（全省庁統一資格）の写しを提出すること。

- (イ) (ア)以外の者で、個人で買受けを申し込む者は、本籍地の市区町村長の発行する「身分証明書」の写しを提出し、入札保証金を納入すること。
- (ウ) (ア)以外の者で、法人で買受けを申し込む者は、法人の「登記簿謄本」又は「登記事項証明書」の写しを提出し、入札保証金を納入すること。
- (エ) 上記(ア)～(ウ)にかかわらず、売買物品を販売目的にて入札する場合は、古物商許可証を有すること。

3 入札説明書等入手する場所、問合せ先及び交付期間

(1) 入札説明書等の交付場所および入手方法

(ア) ダウンロードによる場合

東北森林管理局ホームページから入手すること。

(イ) 手交又は郵送（送料は希望者負担）を希望の場合および問合せ先

〒038-0011 青森県青森市篠田3丁目22-16

青森森林管理署 総務グループ 経理担当 （電話 050-3160-5880）

t_aomori@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期限

公告の日から入札日までの期間。

ただし、手交による場合は開庁日とし、時間は9時から17時までとする。

4 履行証明書等の提出期限および提出方法

(1) 公告の日から令和7年9月8日（月）16時まで。

(2) 「履行証明書」および必要書類に併せ、「入札説明書等の閲覧・交付確認書」の提出について、メールの場合は3（1）（イ）のメールアドレス宛に pdf ファイル形式により送信することとし、郵送（書留郵便に限る）又は持参の場合は3（1）（イ）の住所へ提出すること。

5 入札の方法

(1) 入札書は所定の様式（様式第3号）を使用し、明瞭に記載すること。

(2) 入札書には、入札日時点での原状における車両本体のみの見積額（消費税相当額を除いた金額）を記載し、自賠責保険未経過期間相当額及び自動車重量税未経過期間相当額並びに自動車リサイクル料金に係る金額は含めないこと。

なお、自賠責保険未経過期間相当額及び自動車重量税未経過期間相当額（未経過期間がある場合）並びに自動車リサイクル料金は、買受人が当方の指定する方法により別途支払うものとする。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか

免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) いずれの物件も原状のままでの引渡しとなり、保証は一切ないのでその条件で見積もること。

6 入札書の提出、開札の場所および日時

(1) 開札場所

青森森林管理署 会議室 (青森県青森市篠田3丁目22-16)

(2) 受付時間

令和7年9月10日(水) 9時45分から 10時00分

受付時に、運転免許証等の身分証明書および委任者の場合は委任状を提出すること。

(3) 開札日時

令和7年9月10日(水) 10時20分

ただし、入札予定者が多数の場合、発注者の都合により開札時間が変更となる場合がある。

(4) 郵便入札方式により参加する場合の受付日時等

郵便入札方式により参加が出来る者は、上記2(4)(ア)の資格を有する者のみとする。

郵便(書留郵便に限る)による受領期限については、入札日の前日(令和7年9月9日(火))16時00分までに上記3(1)(イ)に必着とし、再入札には参加出来ない。

入札書の日付は令和7年9月10日とする。

7 再入札

入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する場合、入札者は入札書を持参し待機すること。この場合、入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

8 入札保証金および契約保証金

(1) 上記2(4)(ア)の資格を有する者は免除する。

(2) 入札保証金の納入等に関しては、下記および入札注意書の(入札保証金)を参照のこと。

(3) 入札者は、入札保証金として、入札金額(課税物件がある場合は、消費税相当額を含む額)の100分の5以上(円位未満切上げ)に相当する金額を、下記8(5)の時間に、歳入歳出外現金出納官吏に納付しなければなりません。

(4) 入札保証金を返還する場合は利息を付しません。

また、入札者(非課税法人及び個人で非営業の場合は除く。)は、入札保証金の返還に際し、受領書に記載された受取金額が5万円以上の場合、受領書に印紙税法に基

づく収入印紙（200 円）の添付が必要となるため、入札する物件数、入札保証金の金額および再入札の際の追加提供を考慮して枚数を準備すること。

(5) 入札保証金の受付場所及び時間

令和7年9月10日（水） 9時45分から 10時15分まで
青森森林管理署 会議室

(6) 入札保証金の国庫への帰属

落札者が落札決定の翌日から起算して7日以内に契約を結ばないときは、その落札は取り消され、入札保証金は国庫に帰属します。

落札者の入札保証金は、契約時に契約保証金に充当するものとします。

(7) 契約保証金

落札者は契約時まで、契約保証金として未経過分自動車税等及び自動車リサイクル料金を除いた車体本体代金（税込）に対する100分の10以上（円位未満切上げ）に相当する金額を現金により納付しなければなりません。

この契約保証金は代金に充当されます。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではありません。

(8) 契約保証金の国庫への帰属

契約者が契約の解除、その他契約に違背したときは、契約保証金は国庫に帰属します。

(9) 入札保証金および契約保証金の免除

令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、地域：「東北」、資格の種類：「物品の買受け」、営業品目：「その他」において「A、B、C、D」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者は入札保証金と契約保証金を免除します。

(10) 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

(11) 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、双方の記名押印をもって契約成立したものとします。

契約にあたっての条件等は、別紙物品売買契約書（案）のとおりです。

代金は契約締結の日の当日から起算して20日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含む）に当方の指定する方法にて納付することとします。なお、納付期限が休日にあたる場合は、その直前の平日とします。

9 その他

(1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札内訳書の設定がない物件であっても、落札後、発注者より金額等の内訳の提出

を求められた場合は、これに従わなければならない。

- (3) 入札内訳書等（入札書含む）に契約履行に伴う諸経費等の記載がない場合であっても、入札内訳書及び入札書にその諸経費等が含まれた金額とする。
- (4) 本公告に表記されている時刻は全て 24 時間制である。
- (5) 本公告に記載なき事項及び詳細は入札説明書及び入札注意書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページをご覧ください。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)